

宗教法人 世界平和統一家庭連合  
代表役員 田中 富廣 様

多摩市長 阿部 裕行

## 質問書

本市は、宗教法人法に基づく解散命令が貴法人に対してなされる可能性がある中で本市永山七丁目2-1、2、3に所在する貴法人所有の約6,300㎡の土地において造成、既存建物の解体・改修、新たな建物の建築などの行為（以下「建築行為等」という。）に着手された場合、その後の状況によっては工事が途中でストップしかねないこと、あるいは、工事完了後であっても、そのまま放置されかねないことなどのリスクがあり、ひいては本市のまちづくりにマイナスの影響を及ぼす恐れが高いと考え、令和5年6月21日に貴法人に対し建築行為等を行わないよう申し入れました（別添文書のとおり。以下「本件申し入れ」という。）。

これに関し、令和5年6月22日の貴法人教会改革推進本部長と本市職員との電話でのやり取りにおいて、貴法人から「既存建物を解体し、更地にすること自体は、地域の方に迷惑を及ぼすものではないので、解体までは行う」旨の意思が表明されました。

仮に解体工事が進められるとしても、新たな建物の建築については、本件申し入れでお示ししたとおり、解散命令がなされないことが確定するまでの間、これを行わないでほしいとの本市の考えは変わりませんし、貴法人としても本件申し入れの趣旨をご理解され、真摯に受け止めていただいているものと思っております。

つきましては、今後の建築行為等に対する貴法人のお考えについて確認するため下記のとおり質問いたします。

### 記

#### 1 質問事項

貴法人は、今回の解体工事は地域の方に迷惑を及ぼすものではないとして、令和5年7月3日に解体工事に着手されました。

一方、貴法人は本市からの申入れの際、過去の行為により市民が不安に思っていることに配慮する旨のお考えを寄せられ、また、本件に関しても、出来る限り市民の不安解消を図っていく旨のお考えを示しておられます。

これらのことを踏まえると、貴法人は、解体工事後の新たな建物の建築について、本市からの申し入れの趣旨に添い、少なくとも貴法人に解散命令がなされないことが確定するまでの間、これを行わないものと本市は理解しておりますが、そのような理解でよろしいか伺います。

2 回答方法及び期限

書面にて令和5年7月13日（木）まで（必着）にご回答ください。

3 その他

本質問書に係るやり取りについては、公開しますので、ご承知おきください。